

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 6 月 24 日現在

機関番号：33601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24530754

研究課題名(和文) 成年後見制度における社会福祉士の視点を生かしたアセスメントシートによる実証的研究

研究課題名(英文) An empirical study on Adult Guardianship by assessment sheets from a viewpoint of social workers

研究代表者

山口 理恵子 (YAMAGUCHI, Rieko)

長野大学・社会福祉学部・准教授

研究者番号：90582263

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、社会福祉士が成年後見制度を受任する際に最も専門性を発揮するといわれる身上監護に対する課題に対しソーシャルワークの視点に基づいたアセスメントによる解決を目指したものである。とりわけ後見人にとって強いジレンマが生じる「本人の意思尊重と本人の保護が対立するケース」に対し、イギリス2005年意思決定能力法によるチェックリストを参考にしつつも、社会福祉士後見人の実践から日本の実情にそった独自のガイドラインを導きだした。このガイドラインに沿った支援を行うことより、本人の意思決定の場面における後見人等の支援の方向性を明確にし、他方でその職責に対する挙証可能性を示唆した。

研究成果の概要(英文)：This study examines issues regarding physical custody in adult guardianship. We aim at solving these issues by assessing current circumstances from a viewpoint of social work. Of those issues, we are focused particularly on an issue concerning the conflict between respecting person's will and protecting person's physical conditions. We first review UK's Mental Capacity Act 2005 Checklist, which dealing with this issue. Based on practices made by social worker guardians in Japan, we propose a new and practical guideline specifically fit for Japanese situation. This guideline gives general guardians a clear direction of how to support clients who need them. Moreover, the guideline helps verify how a final decision is made by guardians for the sake of clients.

研究分野：社会科学

キーワード：成年後見制度 本人意思尊重 本人の保護 意思決定支援 エンパワメント MCA2005 社会福祉士  
ガイドライン

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 成年後見制度における第三者後見の受任率は近年特に増加傾向にある。2012年度に制度開始以来はじめて51.5%となり、親族後見48.5%を上回る結果となった。2015年度には親族後見29.9%、第三者後見70.1%とさらに増加し、成年後見制度の担い手が親族から第三者へ移行しつつあることを示している。また2011年より老人福祉法32条の2の新設に伴い市民後見推進事業が開始された。また2013年4月からは、市町村における地域生活支援事業として、成年後見制度法人後見支援事業が開始された。自治体によるこれら後見人の養成、監督をめぐる一連の動きは第三者後見に対応するための基盤整備の必要性を示している。

(2) 第三者後見人の増加に伴い、今日より深刻化している課題の1つは、「本人の意思と本人の保護が衝突する場合の支援」である。これは現行民法858条における「意思尊重義務」と「身上配慮義務」の優先関係が明確にされていないことに起因している。つまり、成年後見人が本人の意思を尊重した結果、本人の心身の状況や他者にリスクが生じるようなケースについて、後見人等が自己への責任追及を恐れ、本人の意思尊重よりその保護に偏った支援を行わざるを得ない状況を生み出している。

(3) 一方で、日本は2014年に国連障害者権利条約を批准した。条約12条では「障害者がすべて法律の前にひとしく認められる権利」を有することを前提に判断能力不十分者に対する支援方法を代理・代行支援から意思決定支援へと変換させていくことが求められている。この変革にともない現行成年後見制度における本人の意思能力に対する介入の制限や、保護の形態の定期的見直しに対する議論が生じている。また2011年に改正された障害者基本法をはじめとする障害者施策には、随所で「意思決定支援」という用語が理念として使用されている。他方で意思決定支援に対する具体的な定義や中身についての規定はなく、運用はそれぞれの実践の場の解釈に委ねられている。

(4) このような潮流の中で現在の後見人とりわけ第三者後見人は成年後見制度の目的である「本人の最善の利益の追求」に対し常にその義務(職責)として自己の行動(どこまでなすべきか)と自己の判断(これでよかったのか)に強いジレンマを抱えながら後見事務を担うこととなる。すでに、専門職団体からは、成年後見業務における判断、或いは行為の正当性を担保する仕組みの必要性が提唱されており、実情に沿った実践的・具体的な行動指針・ガイドラインを作成することが急務の課題であるといえる。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、現行法下の成年後見制度における身上監護の課題を、運用によって解決することである。成年後見制度には介護保険制度におけるケアマネジメントのような社会福祉の視点に基づいたアセスメントツールは存在しない。そこでソーシャルワークの視点から身上監護面で最大の課題となる「本人の意思尊重」と「本人の保護」の双方を満たす支援方針の構築をめざすことで、支援の質の向上と、後見業務における専門職の力量の格差を解消する。

## 3. 研究の方法

(1) 本研究の方法は文献研究及び、インタビュー調査である。文献研究は、本人意思尊重と本人保護の問題に対し先行指針である「Mental Capacity act 2005 and Mental Capacity act 2005 Code of Practice」(2005年イギリス意思決定能力法及び意思決定能力法行動指針以下MCA2005と略す)の原則及びチェックリストについて行う。また成年後見に関する専門誌「実践成年後見」の中の事例報告を検証する。インタビュー調査は「社会福祉士会ばあとなあ」の事例検討会において本人意思尊重と本人保護について衝突のある事例を提出した社会福祉士後見人10人を対象に実施する。

(2) まずMCA2005の原則及び本人の最善の利益のためのチェックリストの項目についてソーシャルワークの視点からわが国の実践の場に通ずるかについて検証を行う。

(3) 現在の日本において身上監護に対する専門性を最も発揮するといわれるのは社会福祉士後見人である。したがってその実践事例から葛藤のある事例に対し、どのようなアプローチで解決を図ったかについて、支援内容を可視化し、一定のアセスメント方法を導き出す。

(4) 上記のアセスメントを再度実践に適用することを通じて、MCA2005の行動指針を基礎としつつも社会福祉士後見人の視点から新たなガイドラインの構築を行う。

(5) このガイドラインに沿った支援を行うことによって、後見人と本人双方に対しどのようなメリットが生じるのかを検証し、ガイドラインの意義と今後の課題を示す。

## 4. 研究成果

(1) MCA2005の基本姿勢は1条2項から5項までに掲げられた5原則であり、その最も大きなポイントは自己決定支援段階と代行決定支援段階の峻別にある。意思決定支援による自己決定が困難な場合、はじめて代行

決定が認められる。同法における原則が示しているのは、本人には能力があるという前提に立ち、本人が決定に関与できるように支援する姿勢、つまり本人を中心においたソーシャルワークにおけるエンパワメントの理念に基づく意思決定支援である。したがって代行決定が行われる際にはその手続きの正当性を確保するためのチェックリストが設けられており、これに沿った支援を行うことで、代行決定時における手続きの正当性が確保されている。チェックリスト及びガイドラインの過程を得た支援を行うことで本人に対し、意思決定支援を保障する代行決定の内容を形成することが可能となると同時に、本人の過去および現在の心身の状況や意向について、一定の専門的ツールに従い、具体的なアセスメントを行うことが可能となる。

(2) 社会福祉士後見人に対するインタビュー調査から明らかになったのは、「結果的に本人の意思が不在になった決定」(以下本人不在事例という)に強い葛藤を抱えているという点である。したがってまず「本人不在事例」について次の～に示すように分析した。本人の意思より親族の意向を優先させた。本人の意思より虐待というリスクを優先させた。本人の意思より、金融機関の事情を優先させた。本人の意思より本人の生活費を優先させた。本人の意思より本人に係る関係者が悪質であるとの客観的判断を優先させた。

次にそれぞれの事例に対し、MCA 5 原則やチェックリストと同様に決定過程に対し、再度アセスメントを行う必要があることを認識した。そこでまず試案として「実践の場から考えられる本人不在回避のためのガイドライン」を当該社会福祉士後見人とともに作成した。そのポイントは以下の通りである。

- 本人の意思決定能力・意思の持続性
- 本人の意思能力の確認方法
- 意思決定者による本人の性格・生活パターン・価値観の把握度
- 本人に近い親族・友人の意向
- 関係機関によるカンファレンスの有無
- 本人意思・本人保護以外の選択肢の有無
- 試行可能性・試行結果
- 本人に予測されるメリット・デメリット
- 最終決定のための判断基準・根拠
- 後見に予測されるリスク、及びその軽減策・回避策

(3) 上記のチェックリストを本人不在事例に適用し再検証を行う過程を通じて明らかになったのは次の2点である。第一にMCA2005 においては意思決定者の行為がチェックリストに則ったものであったことが証明されれば、その結果に対する責任を問われないため、責任を恐れて無難な選択を本人に強要することなく、本人の意思を尊重した幅広い裁量行使が可能な仕組みとなってい

る。これに対し現在の日本の後見制度には免責規定がない。したがって成年後見人が仮にその法的責務である身上配慮義務、善管注意義務違反を訴追された場合、職務として行った行動のうち「何をもちて免責の条件となるのか」が不透明であり、当面の間、運用面からこの点をクリアにできる仕組みが必要である。

第二に本人の意思決定支援過程にはソーシャルワークに基づくエンパワメントの視点に基づくアプローチが必要である。これは本人の後見人の視点(客観的視点)からのみ「こうあるべき生活」を強要するのではなく、逆に本人の決定を単にただそのまま受け入れるものでもない。本人の置かれた状況をソーシャルワークの視点から詳細に把握し、本人の立場からその最適な状況がどのようなものであるかを思考し、本人と後見人がパートナーシップを形成することでともに最善をめざした「共同の合意形成=新たな自己決定」を作りだしていくことである。

(4) 以上のような経緯を踏まえ、最後に本人の意思と本人の保護が対立する事例を以下3点に分類した。

・本人は入所(入院)を拒絶し在宅生活を希望しているが周囲の人間から見てその生活が限界だと考える場合。

・本人の意向と本人と近い関係である家族や友人の意向が対立している場合。

・本人の意思を尊重する結果として本人又は第三者に対して重大な危険を及ぼす可能性が大きい場合。

上記～に対し後見人等のエンパワメントに基づいたアプローチによって、本人及び後見人等に生じた変化を検証した。さらにそこから得られたキーワードをもとにガイドラインの項目を検討し、新たに10項目からなるガイドラインを考案した。

「意思決定支援のためのガイドライン」  
本人の意思の持続性・不変性(回数・確認方法)を把握する。

本人の性格、生活史、価値観、生活に係るその他の情報を得る。

本人の回復可能性とその際の意思を想定する。

本人を交えたカンファレンスで本人の意思を定期的あるいは必要に応じ確認する。

本人にとかかわりのある機関や他の専門職の見解を確認する。

本人意思と本人保護が対立する場合には試行・折衷的選択肢の可能性を検討する。

親族を含む家族、友人、知人等本人に関わっている人物の意向を確認する。但し本人の意向と混同しないよう心掛ける。

本人の決定に対する生命の危険性、社会通念上の妥当性を検討する。

本人の生命身体に対する危険や重大な不利益が生じる場合はそのことのできる限り本人に伝わるよう働きかけ本人の意識化を

促す。

最終決定において本人後見人双方に予測されるリスクを確認し可能な限りその対策をたてる。

なおMCA2005のチェックリストにはなく社会福祉士後見人の事例検証から新たに加えたキーワードは、【試行可能性】、【折衷的選択肢】、【親族を含む家族・友人等周囲の意向と本人の意向を峻別する】、【本人のリスク・生命の危険性・社会通念上の妥当性】、【本人への働きかけ】、【意識化】の6項目である。

(5)本研究の成果における上記のガイドライン意義は次の通りである。第一にガイドラインに沿った支援を行うことで本人の疾患や障害特性に配慮しながらも、多方面からアプローチを行うことによって、本人の意思尊重と本人の保護の双方を反映させた支援方針を立てることが可能になる。第二にこのプロセスを経ることによって意思決定過程における本人の参加を保障し、複数の関係者と協働することで決定内容を共有する。第三にガイドラインは専門職後見人の職務に客観性を保つための基準であり、本人の最善の利益を追求するための具体的事実・手段として本人の意思を精査し、検討した過程を後日立証可能にすることによって、最終決定における後見人側のジレンマとリスクを軽減する。そして何より上記を満たすためには、後見人等は本人の生活史を理解しなければならず、自ずとそこに一定の価値をおき、定期的にあるいは状況の変化に応じて周囲と協働のアセスメントを行うことになる。これは障害者権利条約12条4項の求める「本人の状況に応じた定期的な審査」にもつながるアプローチであるといえる。条約の理念に沿い、今日日本人の意思と選好を重視した支援の必要性がより強く提唱されつつある。これに先立ち医療分野では、2012年6月に患者の意思決定に対する専門職の指針として社団法人日本老年医学会による「高齢者ケアの意思決定プロセスに関するガイドライン」の提案がなされた。また司法書士の団体であるまた公益社団法人成年後見リーガルサポートは本研究の渦中である2014年5月15日に「後見人の行動指針について」を発表した。しかし成年後見制度開始当初から、その職務のうち「身上監護に最も専門性を発揮する」といわれてきた社会福祉士の実践を振り返り、ソーシャルワークの視点からその独自性や行動指針を示した研究は、筆者が明らかにした時点では存在せず、この点において本研究は重要な意義をもつと思われる。

(6)最後に本研究を進める過程で生じた今後の課題とその展望について述べる。本研究から派生的に生じた第一の課題は「意思決定支援に関わる専門職育成と公的後見のあり方」である。これについては、成年後見制度

利用支援事業における課題の検証も加え同事業の法的位置づけの統合化と必須事業徹底化とともに制度利用過程に福祉専門職関与を確保した新しい公的後見のあり方として提案を行ったが(発表論文)、今後も更なる論究を進めたい。

第二に現在、鑑定実施率が10%以下となっている。このことは鑑定医不足に起因しているが、障害を社会モデルと捉える現在の潮流の中において、今後成年後見制度においても医学的所見のみでなく、本人の社会生活や日常生活の能力に対する評価の方法が必要になってくると考える。この点については、今回の研究を通じて始点となる論考を学会発表において示すことができたと考えており、筆者の次の研究テーマとして取り組む予定である。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3 件)

山口理恵子、「成年後見制度における意思決定支援の理念を基盤にしたガイドラインの検討 - イギリス 2005 年意思決定能力法と社会福祉士後見人による実践事例を中心に - 」社会福祉学、査読有、56(2)、2015、113-125、

山口理恵子、「成年後見制度利用支援事業の課題からみる公的後見制度構築の必要性に対する考察：関西 3 府県市町村におけるヒアリングを中心に」総合社会福祉研究、査読有、(43)、2014、56-165、

山口理恵子、「日常生活自立支援事業と任意後見制度の一体的実施による地域生活支援システムの構築に関する研究 - やすらぎ生活支援事業の検証を通じて - 」長野大学紀要、査読無、35(3)、2014、35-46、[https://nagano.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=1101&item\\_no=1&page\\_id=13&block\\_id=17](https://nagano.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=1101&item_no=1&page_id=13&block_id=17)

〔学会発表〕(計 10 件)

山口理恵子、青田和憲「成年後見制度における「本人不在問題」に関する研究 - 社会福祉士による受任事例を中心に - 」日本社会福祉学会第 60 回秋季大会、関西学院大学(兵庫県・西宮市) 2012 年 10 月 20 日、

山口理恵子、「日常生活自立支援事業の一体的実施による地域生活支援システムの構築に関する研究 - やすらぎ生活支援事業の検証を通じて - 」人間福祉学会第 14 回、中部学院大学(岐阜県・関市) 2013 年 10 月 27 日、

山口理恵子、「対人援助の基本とコミュニケーション技術」(意思決定支援に向けて)招待講演、長野県社会福祉協議会、浅間温泉文化センター(長野県・松本市) 2014 年 8 月

山口理恵子、「日常生活自立支援事業と任

意後見制度の一体的実施 やすらぎ生活自立支援事業による新たな地域生活支援システム」日本社会福祉学会第62回秋季大会、早稲田大学（東京都・新宿区）2014年10月30日、

山口理恵子、「地域における権利擁護体制の確立に向けて」招待講演、長野県社会福祉協議会講演、浅間温泉文化センター（長野県・松本市）2014年12月5日、

山口理恵子、「権利擁護の目指すもの-制度導入の背景と最近の傾向-」招待講演、関市社会福祉協議会（岐阜県・関市）2015年2月3日、

山口理恵子、「法人が担う任意後見制度がもたらす福祉サービスとしての効果に対する考察」障害者権利条約の視点から第29回日本地域福祉学会、東北福祉大学（宮城県・仙台市）2015年6月21日、

山口理恵子、青田和憲「成年後見制度における社会福祉士の視点を生かしたアセスメントシートの構築 - 相談受付アセスメント票と本人調査票を中心に」日本社会福祉学会第63回秋季大会、久留米大学（福岡県・久留米市）2015年9月20日、

Rieko Yamaguchi、「Issues in the Current Adult Guardianship System in Japan」Asia Pacific Social Work Conference2015 Dusit Thani Bangkok（Thailand・Bangkok）2015年10月23日、

Rieko Yamaguchi、「A New Checklist to Support Decision-Making of Persons of Disabilities in the Japanese Adult Guardianship System from a Viewpoint of the Empowerment of Social Workers」World Conference on Social Work Education and Social Development 2016、InterContinental Seoul COEX（Korea・Seoul）2016年6月27日、

〔図書〕（計 2 件）

NPO 法人シビルブレイン

（有田伸弘、山口理恵子、首藤麻由子、辻井博之、富士田瞳、伊落智、）「平成23年度市町村における成年後見制度利用支援事業に関する実態調査報告書」社会福祉法人社会福祉事業研究開発資金助成研究、2012、1-10

編者：田中英樹・中野伸彦、山口理恵子他共著者67名「ソーシャルワーク演習のための88事例 実践につなぐ理論と技法を学ぶ」中央法規出版、2013、134-135

〔産業財産権〕

出願状況（計 0 件）

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

山口理恵子（YAMAGUCHI、Rieko）

長野大学・社会福祉学部・准教授